

キョルギ・カデット強化指定選手選考基準

2019年2月2日

1 選考対象者

(1) 選考対象者の要件 選考対象者は、下記3(1)記載の選考実施日（以下「選考実施日」という。）現在、次の①から⑦をすべて満たした者とする。

- ① 選考日の属する年の年齢が満12歳～満14歳である者
- ② 当協会に個人会員として登録されている日本国籍を有する者
- ③ 国際大会でメダル獲得または入賞を目指せる日本テコンドー界の期待に応え得る競技力を持つ者
- ④ 当協会の定める定款、倫理規程その他諸規程を遵守している者
- ⑤ 大会に出場できないスポーツ障害・疾病がない者
- ⑥ 当協会強化計画に沿って活動できる者
- ⑦ 強化指定選手として選考される意思を有する者

(2) 選考対象者の要件の事後的検討の原則禁止

選考実施日後に、選考対象者が上記(1)②から⑥のいずれかに該当しないことを理由として選考対象から外すことはできない。

ただし、当該選考対象者が故意又は重大な過失により、上記(1)①から⑦に関する事実について申告をせず、または虚偽の申告をした場合はこの限りではない。

2 NF強化指定選手（カデット）の選考基準

(1) NF強化指定選手（カデット）は、原則として各階級3名以内とし、次の(2)から(4)に従って選考する。

(2) 以下の①から③の一以上を満たす者の中からNF強化指定選手を選考する。但し、以下の①②に該当していても、選考実施日から過去1年間に開催された下記③に列挙する大会に出場していない者は選考から除外する（強化委員会にて承認を受けて欠場した場合を除く）。

- ① 選考実施日から過去1年間に開催された、WTが主管する公式大会、世界カデット選手権大会、ATUが主管するアジアカデット選手権大会における3位以内入賞者。
- ② 選考実施日から過去1年間に開催されたWTが定める世界ランキングポイントまたは、オリンピックランキングポイントが付与される各種オープン大会カデット部門における3位以内入賞者。但し勝利無しの3位入賞は評価しない。
- ③ 選考実施日から過去1年間で当協会が主催する全国少年少女選抜テコンドー選手権

大会、全日本ジュニアテコンドー選手権大会、公式国際大会日本代表選考会における3位内入賞者。

- (3) 一の階級で上記(2)①から③の基準を満たす者が複数存在する場合、上記(2)①、②、③を総合的に評価し選考する。
- (4) 上記(2)①から③の各基準に該当する者が複数存在する場合は、①においては入賞順位の上位者を、②においては大会グレードの高い大会において入賞した者を、③においては原則として優勝回数の多い者（優勝回数と同じ場合、2位の回数を比較し、同じ場合は以下同じ要領で順次比較し、上位入賞者の多い者）を選考する。

3 選考方法

- (1) 選考は毎事業年度2回見直しすることとし、選考実施日は次のとおりとする。
 - ① 上半期（当年4月1日から9月30日まで）の強化指定選手の選考
当年3月1日
 - ② 下半期（当年10月1日から翌年3月31日まで）の強化指定選手の選考
当年9月1日
- (2) 強化委員会は、選考実施日に本選考基準に従ってNFカデット強化指定選手の選考を実施し、その結果を選考委員会に上程する。選考委員会にて基準に則して選考されているか審議し、選考委員会の承認をもって確定する。

4 対象期間中における強化指定選手の追加

強化委員会は、次の場合においては、上記3(1)で定める選考実施日に関わらず、必要に応じてカデット強化指定選手を追加選考することができる。この場合においても、選考委員会で審議し、選考委員会の承認をもって確定する。

- ① 対象期間中に強化指定選手を辞退または解除された選手がいた場合
- ② 強化指定選手以外の選手が上記2(2)に定める基準を新たに満たした場合
- ③ 強化委員の推薦により強化委員会内で決議された場合

5 参考選手

- (1) 上記2(2)に定める基準に及ばないが、今後の活躍が期待できる選手について、強化委員の推薦により「参考選手」として全日本の強化事業（合宿・大会派遣等）に招集することができる。
- (2) 参考選手の選考・招集は強化委員会内での決議事項とし、理事会での決議は不要とする。

(3) 参考選手が強化事業に参加する際に係る費用については、原則、全額負担とする。

6 選考に関する不服申立

選考について不服がある場合、選考対象者は、選考実施日から7日以内に、スポーツ仲裁規程に従って、不服を申し立てることができる。

7 強化指定の解除

次の一に該当した場合、当協会の選考委員会及び理事会の決議を経て、強化指定を解除する。ただし⑥については、理事会での決議は不要とする。

- ① 強化活動に対し、正当な理由なく欠席、遅刻または早退した場合
- ② 正当な理由なく強化方針及び指示に従わない場合
- ③ 当協会の定める定款、倫理規程その他諸規程違反を犯した場合
- ④ 強化指定選手として不適切な言動を行った場合
- ⑤ 怪我や疾病により強化活動に参加できなくなった場合
- ⑥ 強化指定選手本人から指定解除の申し出があった場合

以上